

製造業エネルギー価格高騰対策 支援事業補助金(第2弾)を交付します

電気価格高騰の影響を受けている製造業事業者に対し、事業を継続するための支援として、町独自の補助金(第2弾)を交付します。

■交付対象者

町内に事業所を有する製造業を営む中小企業者または個人事業主

※製造業とは、日本標準産業分類上の製造業に該当する業種をいいます。前回(対象月:4月～9月)の補助金交付を受けた方も申請可能です。

■交付要件

次の要件をすべて満たすこと

- ①交付申請時点において製造業を営んでいて、今後も町内で事業を継続する意思を有していること
- ②町税等を滞納していないこと

■交付対象経費

令和5年10月から令和6年1月までに支払った、製造工場等の稼働に使用する機械・設備に係る高圧電気料金

■交付金額

対象月の使用総量に下記単価を乗じた金額の合計(千円未満切り捨て) ※上限額は65万円です。

対象エネルギー	単価
高圧電力	3.5円/1kWh

■申請書類

- ①補助金交付申請書(様式第1号の2)
 - ②対象月の電力使用量および支払いが確認できる資料(請求明細書、領収書、通帳の写しなど)
 - ③製造業を営んでいることが確認できる書類
【法人】登記事項証明書、法人事業概況説明書、法人設立・設置届出書のいずれか写し
【個人事業主】許可証(製造許可を受けている場合)、開業届出書のいずれか写し
- ※書類がない場合は、直近の確定申告書書類の職業・業種欄にて確認します。

申請方法◆申請書類を町商工観光交流課へ提出してください。申請書類は町商工観光交流課および美郷町商工会に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。
申請期限◆2月16日(金)

申・問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

秋田県美術展覧会 第21回仙北地域展

秋田県美術展覧会(以下「県展」という)は、日本画・洋画・彫刻・工芸・書道・写真・グラフィックデザインの7つの分野で構成された県内最大の公募展です。この巡回展として美郷町学友館では、令和5年6月に開催された第65回県展の入賞・入選のうち、美郷町・大仙市・仙北市在住の作家の作品を集めて「仙北地域展」を開催します。出品者の作品に対する思いのこもった作品解説とともに、ぜひお楽しみください。皆様のご来館を心よりお待ちしております。

期間◆1月13日(土)～2月18日(日)
会場◆美郷町学友館

開館時間◆午前9時～午後5時
(入館は午後4時30分まで)

休館日◆毎週月曜日

入館料◆一般:300円(10名以上の団体は1名につき200円)
高校生以下:無料



写真提供:秋田魁新報社
左:彫刻特賞【秋田市長賞】「キセキの花」出雲 真朋(大仙市)
右:洋画奨励賞「稻株再生」高橋 隆志(美郷町)

問●美郷町学友館 ☎0187(84)4040

令和5年分所得税の確定申告および令和6年度町県民税の申告相談が次の日程で始まります。

令和6年1月1日現在で美郷町に住所登録している方の、令和5年1月1日から12月31日までの1年間の所得が対象となります。

**今年度からは
事前予約が必要です**
13ページをご覧ください



**2月6日(火)から
3月15日(金)まで
所得税と町県民税の
申告相談が
始まります**

期 間◆2月6日(火)～3月15日(金)

日程・会場◆12ページの日程表をご覧ください。

時 間◆次の時間帯から**1世帯当たり30分の予定**で実施します。

午前の部	午前8時30分	午前9時	午前9時30分	午前10時
	午前10時30分	午前11時	午前11時30分	
午後の部	午後1時	午後1時30分	午後2時	午後2時30分
	午後3時	午後3時30分	午後4時	午後4時30分

所得税の確定申告について

申告が必要な方

- ・農業や営業などの事業を営んでいる方
- ・地代や家賃収入などの不動産収入がある方
- ・給与を2事業所以上からもらっていて、年末調整をしていない方
- ・年末調整をした給与以外の所得が、20万円を超える方
- ・勤務先で源泉徴収されていない方
- ・土地や建物を売った方 など

町県民税の申告について

申告が必要な方

所得税の確定申告を済ませた方(町県民税の申告をしたとみなされます)以外で下記にあてはまる方

- ・年末調整をした給与所得のほかに20万円以下の所得がある方
- ・公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
- ・**収入が遺族年金や障害年金、失業給付金などの非課税所得のみの方**

※未申告の場合は国民健康保険税等に影響します。

申告が必要かどうかの簡易判定フローチャートを10ページに掲載していますので、ご参照ください。

申告時に必要なもの

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードと身分証明書(運転免許証など)
- ②「利用者識別番号」の通知または税務署からの「確定申告のお知らせ」のはがき

【給与や公的年金等の収入がある方】

- ③源泉徴収票の原本
- 【**営業・農業・不動産等の事業所得がある方**】
- ④収支内訳書または帳簿など
- ⑤農産物の出荷証明書など
- ⑥必要経費として計上するものの支払証明書や領収書など

※事業所得がある方は、収入金額や必要経費を事前に収支内訳書やノートなどへ整理・集計した上でご来場ください。

【一時所得・雑所得(個人年金、報酬)等がある方】

- ⑦支払明細書や支払調書など

【各種控除を申告される方】

- ⑧社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除
→ 保険料を支払った証明書や領収書
- ⑨寄附金控除 → 支払った領収書や証明書
- ⑩障害者控除 → 障害者手帳など
- ⑪医療費控除 → 人ごと、医療機関ごとに集計した明細書

【所得税の還付申告をする方】

- ⑫通帳やキャッシュカードなど申告者の口座情報を確認できるもの(本人名義の口座に限る)

家族の分も申告される場合は、上記の申告時に必要なものをすべてお持ちください。